

「TEC-FORCE 予備隊員」の募集に向けた協力依頼について

昨年の7月6日に創設致しました TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）予備隊員（以下、「TEC-FORCE 予備隊員」という。）の制度導入に際しましては、貴協会のご協力により、地方運輸局では全国で19名（内、物流関係は12名）の TEC-FORCE 予備隊員を新たに派遣者名簿に登録し、発災時には、災害の規模や地域等に応じて、迅速に派遣するための体制が強化されました。

改めて、多大なるご理解とご協力を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

令和8年度においても、迅速な緊急物資の輸送支援体制の更なる強化に向け、以下の通り継続的な募集を行う予定としております。

つきましては、各都道府県トラック協会に対し、本制度の趣旨の周知および人材の発掘について、引き続きご協力をお願い申し上げます。

1. 制度の概要

令和7年6月4日の「災害対策基本法等の一部を改正する法律」の公布・一部施行を受け、国土交通省では緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の増強と、民間企業等との連携強化による新たな応援体制の構築を進めており、この新たな応援体制の柱の一つとして創設したのが「TEC-FORCE 予備隊員」制度となります。

本制度は、専門的な知識を有する民間企業等の人材を災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、応援体制の強化を図るものです。

2. 体制強化の必要性

①TEC-FORCE の活動実績

令和6年能登半島地震では、運輸局職員が TEC-FORCE として被災地方公共団体の災害対策本部（物資拠点等を含む）に派遣され、日々、物資拠点の運営状況や緊急物資の管理・配送状況等を確認し、政府の現地対策本部等に報告する等の役割を担うほか、例えば、被災市区町村等からトラック事業者の派遣要望等があった際には、関係機関と調整し、市区長町村等による配送等からトラック事業者による配送等への移行を支援しております。

②トラック事業者等の参画による支援物資輸送等の円滑化

トラック事業者等の皆様が、被災地方公共団体の物資拠点の管理・運営や避難所までのラストワンマイル輸送に参画したことで、支援物資が円滑に届けられるようになった事実が確認できております。

③専門的なスキルやノウハウの活用

南海トラフ地震等の広域かつ甚大な被害をもたらす災害が発生した場合、指定公共機関に指定された大手トラック事業者のみでは、市区町村の物資拠点の運営やラストマイル輸送といった、より細かなニーズへの対応が難しくなる場合も想定されます。

そのため、大手トラック事業者 OB や中小トラック事業者、卸売業者等（以下、「物流事業者等」とする。）の方で、緊急物資の管理・配送等に関する専門的なスキルやノウハウを持つ人材の力が必要不可欠となります。

3. 募集・採用の予定

募集等に関する詳細情報については、公募開始時にお知らせいたしますが、民間の物流事業者等での業務経験やスキル（現職、前職問わず）、又は被災地での活動経験を有する方を対象に、令和 8 年 6 月頃からの募集を開始することを想定しております。

なお、所属先の企業・団体等がある場合は、本制度の応募について承諾を得ている必要があります。

また、採用予定人数については、各運輸局等において数名程度を予定しております。

1) 派遣期間中の労務管理について

「非常勤の国家公務員（一般職）」として TEC-FORCE 予備隊員に採用する期間は、研修時及び災害派遣時となることから、物流事業者等に所属している社員等について、研修時及び災害派遣時の労務管理は「国」、これら期間以外の期間の労務管理は「所属先」の役割となります（詳細は以下の通り）。

①国の管理範囲

非常勤職員としての任期中は、国家公務員法に基づき、国（各運輸局等の任命権者）が指揮命令を行います。

これに伴い、守秘義務や職務専念義務などの公務員としての義務が課せられます。

②所属先の管理範囲

「TEC-FORCE 予備隊員」は通年で国家公務員の身分を持つわけではなく、研修（おおむね 1 日程度）や派遣の必要な期間（おおむね 1 週間程度）のみスポット採用される形態となります。

そのため、国家公務員としての職務に従事していない期間は、引き続き所属先の管理下にあります。

③労働時間の通算について

国家公務員には労働基準法が適用されないため、所属先での勤務時間と国での勤務時間は通算管理（労働基準法第 38 条の適用）の対象外となります。

2) 派遣中（任期中）における所属先における取扱

派遣期間が所属先の勤務日と重複する場合の取扱は、基本的に所属先の判断に委ねられます。

①休暇・欠勤の扱い

派遣期間が勤務日と重なった場合、有給休暇、無給休暇、または特別休暇（公傷休暇等）とするかは各所属先の就業規則に基づくこととなります。

②兼業の許可

国家公務員法上の兼業規制は、非常勤の国家公務員には適用されないこととなっております。

そのため、国から給与が支払われる一方で、所属先から継続して賃金が支払われたり、有給休暇が適用されたりしても、国家公務員法上の兼業規制には抵触しません。

ただし、職務遂行時間中は、国家公務員としての「職務に専念する義務」がある点にご留意ください。

3) 災害派遣時の勤務時間と上限

①1日の勤務時間

原則として、1日あたり 7 時間 45 分の割り振りを想定しています。

②時間外勤務

災害の規模や現場の状況により、この時間を超えて勤務が必要な場合は超過勤務手当が支給されます。

ただし、移動のみの時間は原則として手当の対象外となります。

③採用期間全体の上限

非常勤職員の制度上、任期中の1週間あたりの勤務時間は、常勤職員の4分の3（約29時間）を超えない範囲で設定されております。

4. 物流専門家派遣との棲み分け

貴協会による物流専門家派遣との役割分担については、貴協会等が実施する物流専門家の派遣を補完するものであり、競合するものではありません。

国のTEC-FORCE予備隊員が活動するのは、主に以下のような、既存の枠組みでは対応が困難な場合を想定しています。

- ① 被災地方公共団体が民間の物流事業者等と災害協定を締結していない場合
- ② 災害協定は締結されているものの、被災地方公共団体が機能不全に陥る等の理由により、民間の物流事業者等への支援要請がない、または行われる見込みがない場合
- ③ 民間の物流事業者等自身が被災する等の影響で、被災地方公共団体からの依頼に対応できない場合

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本取り組みへのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。